

## 大阪市告示第133号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール 水泳場	令和7年2月25日（火）	午前10時から 午後7時まで

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール アイススケート場	令和7年2月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和7年2月4日（火）から 同月7日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年2月8日（土）から 同月9日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和7年2月11日（火）	
	令和7年2月12日（水）から 同月14日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年2月15日（土）から 同月16日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和7年2月18日（火）から 同月21日（金）まで	午前9時から 午後6時まで

令和7年2月22日（土）から 同月24日（月）まで	午前8時30分から 午後6時まで
令和7年2月26日（水）から 同月28日（金）まで	午前9時から 午後6時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）